

男女共同参画のための情報紙

# ことうの女性

編集・発行(年2回発行) 江東区総務部人権推進課 〒135-8383 江東区東陽4-11-28 ☎3647-1163 <http://www.city.koto.lg.jp>

No. 27  
平成19年(2007年)  
11/18



## 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間 11/12~25

### ひとりで悩まないがまんしない



▲江東区民まつり中央まつりでは、「人権ふれあいランド」コーナーを設置し、人権啓発運動を実施しています(2007.10.20~21)

DV、性犯罪、セクハラ、ストーカー行為など女性に対する暴力は基本的な人権を著しく侵害するものです。毎年実施される「女性に対する暴力をなくす運動」は、地方自治体や女性団体が連携・協力し、意識啓発など女性に対する暴力問題への取り組みを一層強化することを目的としています。

配偶者の暴力を防いで被害者を守る「配偶者防止法」(ドメスティック・バイオレンスDV防止法)が本年7月に改正され、言葉による脅迫も対象となることが定められました。また、裁判所が必要と認めれば、被害者の親族や関係者も保護対象に加えられるました。さらに被害者に対する嫌がらせな

**DV防止法改正**——来行11年  
**言葉の脅迫も対象に!**

どの電話、夜間のファックス、メール送信なども禁じることができるようになりました。

配偶者からの暴力以外でも、性犯罪、売買春・人身取引、セクハラ、ストーカー行為など、女性に対する暴力は様々な年代にわたってますます多様化し、深刻な問題となっています。

### 男女共同参画推進センターは支援の場

男女共同参画推進センターでは、女性に対する暴力問題を始めとする様々な悩みについて、3つの相談事業を行い、被害者を支援しています。

男女共同参画推進センター  
〒135-8383 江東区東陽4-11-28  
☎(5683)0341  
扇橋3-22-2

#### 女性の法律相談

仕事のトラブルから家庭の問題まで、法律的課題に関する悩みについて、女性の弁護士が解決への糸口をアドバイスします。

#### カウンセリング相談

日常生活や職場の人間関係の悩み、夫や親など家族との不和など、さまざまな心の悩みをお持ちの方のご相談をお受けします。

【対象】区内在住・在勤の女性  
【相談日及び開設時間】水曜日午後3時~午後7時 土曜日午後3時~午後7時 日曜日午後3時~午後7時

### 女性に対する暴力根絶シンボルマーク

女性が腕をクロスした姿は、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。



### ホットライン

ひとりで悩まずにホットラインや相談窓口にご相談ください。(3頁参照)

#### 全国共通DVホットライン

☎0120-956-080  
●月~土曜日  
●午前10時~午後3時

#### 女性の人権ホットライン

☎0570-070-810 (全国共通)  
●月~金曜日  
●午前9時~午後5時

内閣府主催  
**女性に対する暴力に関するシンポジウム**

- 日時: 11月22日(木) 14時30分~18時
- 会場: イイノホール (千代田区内幸町2-1-1) ※最寄駅/地下鉄・霞ヶ関駅
- 定員: 先着順600名

基調講演  
「配偶者暴力防止法の改正について」  
参議院議員 南野知恵子氏

パネルディスカッション  
「若い世代の恋人間の暴力を考えよう」

●問い合わせ先●  
☎(5294)2405

●お申し込みはホームページをご覧ください●  
<http://www.itinfo.jp/sympo/index.html>

ひとりで悩まずにまずご相談ください。(相談窓口3頁参照)

#### 男女共同参画相談

「これってセクハラ? これもDV?」学校や職場、家庭や地域で起こっている「もしかしたら性差別なのかな?」と感じる問題や社員の妊娠・出産期雇用に関する事など、女性男性の問題についての相談をお受けします。

【対象】区内在住・在勤の男女、事業主  
【相談日】第1水曜日、第3火曜日  
【開設時間】午後1時~午後4時  
※11月20日は午前10時~正午に変更。ご注意ください。  
【相談時間】60分  
【相談員】弁護士(費用)無料